

第30回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年10月5日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 11番 山口武夫
- 6 出席事務局職員 4名
 - 伊藤事務局長
 - 齊藤主幹
 - 高品主査
 - 石井主査

◎開 会

平成30年10月5日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。天候がすぐれませんで、毎週台風が来ているような感じでございまして、この間の24号ではかなりいろんな被害がありまして、この辺は被害が少ないような状況でございました。また、来週も25号が来るということで、雨が少なくて風ばかりということでございますけれども、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

そして、10月2日に君津支庁で男女共同参画セミナーというのがございまして、うちのほうの渡邊委員から大変有意義な発表をしていただきまして、まことにありがとうございます。やはり農業委員になって女性でなければわからないというようなことがいろいろありました。確かに相談にも女性の方がいたほうが女性には相談しやすいのではないかなとつくづく感じたところでございます。本当ありがとうございます。

これからいよいよ寒い時期に入りますけれども、皆さんには体に十分留意されまして、風邪を引かないようにしていただきたいと思います。本日はご苦労さまでございます。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） ただいまより第30回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。11番、山口武夫委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、保坂正雄委員、2番、石渡正明委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

なお、議案第1号の1ないし議案第1号の4については、平成30年10月4日付で取り下げ願が提出され、それを受理いたしましたので、本日の審議案件ではなくなりました。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成30年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、奈良輪在住の個人が同じく奈良輪在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

それでは、総会資料60ページの土地利用計画図をごらんください。譲り渡し人は、農業経営を縮小していること、公共事業に係る代替措置に協力することから売買することにしたとのこと。譲り受け人は、都市計画道路高須箕和田線の工事により所有している土地が一部収用されるため、その代替地として転用する残りの残地部分の農地を取得したいとのこと。

総会資料28ページの位置図をごらんください。場所は、奈良輪字新畑です。現地を確認したところ、現地は草刈りがされた不作付地でした。

総会資料29ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、田植機にコンバイン、乾燥機等を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で260日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50.79アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

終わりに、今回の取得する農地は田んぼになりますが、残地により面積が140平方メートルと小さいため、軽微な農地改良の届け出を提出し、今後は畑として利用する計画になっています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の5については私が申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

今事務局から言われましたように、9月の23日の1時半から本人に会いました。そして、現地を見たのですが、今事務局から言われましたように代替という土地と、そしてまた非常に小さい面積ということでございますので、何ら問題はないと思います。そして、今まで〇〇〇〇〇をやっていたのですが、それもやめて、今度は農業に専念するというのでございますので、よろしく皆様のご審議をお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成30年9月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、木更津市在住の個人が神納在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、これから県外に居住移転するため、農地の管理が不可能なことから、売却の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、以前から耕作を依頼されており、耕作上便利であることから、売却の申し出を受けるとのことです。

総会資料31ページから32ページの位置図をごらんください。場所は、神納字古川及び袴摺です。現地を確認したところ、現地は保全管理及び耕作されている状況でした。

総会資料32ページをごらんください。譲り受け人は、木更津市在住者なので、木更津市の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で450日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が304アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の6については私が申請地担当地区委員及

び権利者住所担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

9月23日に午後2時から本人と現地で会いました。今事務局のほうから言われましたように、今回買うところは今までも耕作していたし、また周り中全部自分が耕作しているということでございますので、全然その辺は大丈夫だと思います。そして、先ほど言われましたようにこの土地を持っていた人はよそに移るということで、この住所には今後は住まないということでございますので、その辺を加味しましてよろしく皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。今回議案のほうに載っている譲り受け人の経営面積と木更津のほうからの経営実態証明書ですか、面積にかなり隔たりがあるような気がするのですけれども。

○議長（地引正和君） わかりますか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。この議案のほうに載っている経営面積というのが袖ヶ浦で農地を借りている面積になりまして、木更津市からの実態証明書は木更津の農地の部分という形になります。

○14番（山口勝久君） ということは、この議案のほうへ載っているやつは、この人もう袖ヶ浦でも農業しているという、それで袖ヶ浦にある分という解釈でいいのですか。わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成者全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号7についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成30年9月21日付で申請書の提出がありました。申

請内容は、野里在住の個人が埼玉県在住の親戚である個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、管理ができないことから、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、対象地が自宅に近く、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料33ページの位置図をごらんください。場所は、野里字三角です。現地を確認したところ、現地は田で保全管理されていました。

総会資料34ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに耕運機、農用車を所有しており、田植え、稲刈りは地元の農業者へ作業委託し、もみすり乾燥については農協のライスセンターに依頼するとのことでした。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で160日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が56アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと野里地区で耕作しているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地調査及び農家要件の確認の報告をいたします。

10月2日午後2時、自宅並びに近くの現地で譲り受け人と会いまして、現地確認及び農家要件の確認を行いました。現地は、保全管理してありました、田んぼですけれども。農家要件の確認ですけれども、事務局の報告のとおりで間違いありません。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の8について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号8についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成30年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、蔵波在住の個人が神奈川県在住の知り合いである個人から共有名義になっている持ち分を贈与で取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、管理ができないことから、贈与の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、譲り渡し人に昔から相談を受けていたことから、要望に応えたいと思い、申し出を受けるとのことです。

総会資料35ページの位置図をごらんください。場所は、野里字西十二天です。現地を確認したところ、現地は畑で保安全管理されていました。

総会資料36ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに耕運機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で450日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。また、世帯は別になっていますが、既に農業従事している孫が協力してくれるとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が67アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。10月4日午前9時、譲り受け人の自宅で会いまして、農家要件の確認を行いました。現地の確認は、その前の日に私自分で、私の近くだったものですから、確認しております。現地は、畑状態になっていました。うなっていました。農家要件は、事務局の言われたとおりで、問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の8について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の9について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号9についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成30年9月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が横浜市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、管理が困難なことから、売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、今まで耕作を頼まれており、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料37ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字東沖田です。現地を確認したところ、現地は田で稲刈り後の状態でした。

総会資料38ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,200日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が802アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと上泉地区で耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当

委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地調査の報告をいたします。

9月30日午前9時、譲り受け人の〇〇〇さんと現地及び自宅で会いまして、現地は稲刈り後の状態でした。農家要件は、もう担い手として耕作しておりますので、全く問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の9について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の9については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の10について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号10についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、平成30年9月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が先ほどの横浜市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、管理が困難なことから、売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、対象農地が所有している耕作地に近く、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料39ページの位置図をごらんください。場所は、永吉字下山下です。現地を確認したところ、現地は畑でコスモスが植えられていました。

総会資料40ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

農作業常時従事日数につきましては、世帯で750日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が628アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと永吉地区でも耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地調査の報告をいたします。

9月30日午前10時、現地で譲り受け人と落ち合いまして、現地はコスモスが植えられてありました。農家要件の確認ですけれども、事務局の言われたとおりで、何も問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の10について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の10については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の11について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号11についてご説明いたします。

議案の7ページをごらんください。本件は、平成30年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市原市在住の個人が父親である野里在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、農業を後継するために農業後継者である長男に農地を一括贈与したいとの

ことです。譲り受け人は、農業経営を受け継ぐため、譲り渡し人の要望を受けるとのことです。

総会資料41ページから43ページの位置図をごらんください。場所は、谷中字上ミ、五反田、京清です。現地を確認したところ、現地は田んぼ及び畑で耕作がされていました。

総会資料44ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターと農用車を所有しています。田植え、稲刈り、もみすり乾燥は農業者である〇へ作業委託するとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で480日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が78アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。説明いたします。

10月の2日午後3時、〇〇〇さんの事務所にて農家要件の確認をいたしました。父と長男と一緒に椅子に座ってもらって、一応細かく聞いたのですけれども、今回の贈与について申請書に間違いのないとのこと。この贈与を受けた土地は、今度は平成31年度から〇〇〇さんが作業委託をするそうです。その贈与を受けた田んぼ、水管理、草刈りは〇〇〇さんがするそうです。そのほか農家要件は、事務局の言われたとおり、皆さんの審議お願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。受け継ぐほうの〇〇〇さんは〇〇〇在住ということですがけれども、ふだん谷中に仕事があって、そこに来ているのですけれども、自分のうちの仕事をやりながら、水管理、草刈りとかをやって、作業は全部〇〇〇さんがやるということでしょうか。

○10番（露崎春雄君） ことは違う人らしいのですけれども、来年から〇〇〇さんに作業委託とのこと。

○7番（有原敏夫君） ことは今までつくっていた人がやって。わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の11について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の12について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号12についてご説明いたします。

議案の8ページをごらんください。本件は、平成30年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、先ほどの議案第1号の整理番号11と同じ譲り受け人で、市原市在住の個人が祖母である野里在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、農業を後継するために農業後継者である孫に農地を一括贈与したいとのことです。譲り受け人は、農業経営を受け継ぐため、譲り渡し人の要望を受けるとのことです。

総会資料43ページの位置図をごらんください。場所は、谷中字京清です。現地を確認したところ、現地は田で耕作がされていました。

総会資料44ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、先ほどの議案第1号の整理番号11のときにご説明した内容と同じになりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 露崎です。先ほど説明したとおりです。そのほかにあと、余りにも、自分で仕事していてどれだけ仕事できるのか、もう一回確かめたのですけれども、そうしたら〇〇〇さんが来て田んぼ、稲刈りとか田植えとかするとき、下働きをするそうです。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。今まで耕作していた人は、承知はしているのですか。31年度からは〇〇〇さんがやるということで、その辺の確認はとれているというふうに考えて良いのか。

○10番(露崎春雄君) 今までつくっていた人に聞くと、ことしも手伝ってはいないそうです。だから、来年〇〇〇さんに委託して、本人たちはやると。

○議長(地引正和君) どうぞ。

○7番(有原敏夫君) 今までやってきた人がやらずに、何で次から〇〇〇さんがやるのか。

○10番(露崎春雄君) 何か〇さんらしいのだけれども……

○7番(有原敏夫君) それはわかっているのですけれども、今までやっていた人がそのままやればいいと思うのだけれども。

○議長(地引正和君) どうぞ、渡邊さん。

○9番(渡邊美代子君) 9番、渡邊ですけれども、去年までは〇〇〇さんがやっていました。ことし1年は違う方がやっていました。また、来年から〇〇〇さんに頼むそうです、予定では。

○議長(地引正和君) ということだそうでございます。いいですか。

どうぞ。

○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。本人、私よく知っているのですけれども、一つの会社経営をしているのですけれども、先ほど前にも出たという案件ですよ。農地をどういうふう to 受け継ぐかという問題だと思うのです。それで、この事由の表現がちょっとおかしいので、例えば子供にやる場合には農業者年金だとかあれば経営移譲という形になると思うのですけれども、これは生前贈与という形ではないのですか。例えばお孫さんと言っていましたっけ。

○事務局(高品吉朗君) そうです、この場合は。

○16番(石塚康夫君) だから、普通であれば、相続だったら子供に行くし、そうではなくて、さらにその先にお孫さんのほうにどうなるかわからないから生前贈与することだと思うのです。だから、特に農業経営をするという理由がおかしいのであって、財産の保全であれば別に問題ないと思うのですけれども。

○議長(地引正和君) どうぞ。

○15番(関根芳夫君) これ農業経営を後継するためというのもちょっと文法的におかしいのではないかな。農業経営を継続させるためとかなんとかなら、今度は孫に贈るというのだけれども、農業経営を後継、後継というのは後を継ぐということだから、後を継がせるためならいいか。後継させるためか。このおばあちゃんが、贈る人が後継するためといたら……

○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。関根委員さんのおっしゃったとおり、後継させるためというのが正しいと思います。

○15番(関根芳夫君) でしょうね。後継するのではこの人だものね。後継する人が贈与してしまうこ

とになってしまう。

○議長（地引正和君） どうぞ、有原さん。

○7番（有原敏夫君） 後継させるためと言いましたけれども、それはそれで、〇〇〇さん、まだ本人は若いんですよね。なぜ今回わざわざ生前贈与の形にしてもやるかという、その理由は言っていなかったのですか。

○事務局（高品吉朗君） そこまでの理由までは聞いておりません。

○7番（有原敏夫君） ただ、後継させるため、それはさっき言ったように時期が来れば自然に普通だったら後継できると思うのだけれども、わざわざこれ……

○議長（地引正和君） 露崎さん、その辺わかる。

○10番（露崎春雄君） ここに書いてあるとおり、1反、2反って〇〇〇さんに贈与とかしているのですよね。

○15番（関根芳夫君） なぜ今なのか。

○議長（地引正和君） なかなか家庭内のことは難しいもので。

○2番（石渡正明君） 2番、石渡です。この申告書ですと、世帯で書いてあります。〇〇〇さんというおばあさんがいて、〇〇〇さんという息子さん、あと〇〇〇さんがお孫さんです。あと、子供さんというのがひ孫になるのですかね、この世帯で多分一緒に住んでいると思うのです、みんな推測ですけども。〇〇〇さんでなくても兄弟の方はいらっしゃるのでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） はい、います。

○2番（石渡正明君） いますよね。そうすると、多分、普通におばあさんが亡くなって、父親が亡くなってということになると、〇〇〇さんの兄弟で財産分けなければいけないから、ほかの人が、私も欲しいよ、俺も欲しいよという話になってしまうと、この家の農地が分散してしまう。そうすると、ほかの人たちがほかの市町村に住んでしまった場合には、よく案件にありますけれど、例えば横浜にいる子供が相続したけれども、結局耕作できないから、また買い取ってくれという案件が出てきます。だから、多分そのようなことを避けるために1人の方に所有権を移転して、将来的には農業をやってくださいという流れなのかなと推測します。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○10番（露崎春雄君） 4月のときの贈与については、土地を分散させないためという申請で来ているのです。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。私も以前の申請のときに伺ったお話ですと、なぜこのタイミングでというのはちょっとわからないですけれども、今の生前贈与については〇〇〇さん以外にご兄弟の方がいらっしゃるって、その中で農業を本当に今やって、手伝ってくれているのは〇〇〇さんだけだそうです。なので、〇〇〇さんに農地の部分は贈与していきたいということで前回申請をして

もらったということです。

○議長（地引正和君） いいですか。まだ意見というよりも……

○15番（関根芳夫君） なぜ今かというのはわからないけれども、さっき石渡さんおっしゃったとおり農地の分散を防ぐためということで、いいのではないですか。

○議長（地引正和君） この家庭内のことですからね。こればかりは何とも言えない。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。評価額が幾らかという問題もあるし、前回出たというのは、やっぱり贈与税の枠内、110万前後だと思うのですけれども、それを超えるおそれがあるから、2つに分けたと考えれば、前回も〇〇〇さんでしたので、だから特に問題はないかと思うのですけれども。あえて1世代除いて、そういう理由があってではないかなと、推測になりますけれども。

○議長（地引正和君） そうですね。推測しか言いようがないものね、この件は。

では、露崎さん、いろいろ意見出ましたけれども、そういうことなので。今度は、もし何かあったときは、また十二分に聞いておいてください。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の12について、賛成の方は挙手を願います。

○議長（地引正和君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の12については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案9ページをごらんください。本件は、市内在住の個人がみずからの農地1筆、437平方メートルについて、田を山砂にて埋め立てし、畑として効率的な耕作地にするための農地造成を目的とし、農地転用許可後4カ月間一時転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料45ページ的位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅から南西側約1.6キロメートル、袖ヶ浦バスターミナルからは西側約320メートルに位置し、バスターミナルの周囲おおむね500メートル以内の区域にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料46ページの土地利用計画図及び47ページの断面図をごらんください。埋め立ての事業計画でございますが、L型擁壁を設置した上で山砂を1.5メートル盛り土する計画となっております。千葉県農地転用事務指針では、農地の埋め立て等を行い形質変更する場合で農地所有者等の耕作を行うものがみずから従前の作土と同等以上の土砂等を用いて軽微な農地改良を行う場合は、軽微な農地改良の届け出として取り扱うこととされておりますが、平均盛り土厚さが1.0メートル以上となる場合は、一時転用許可が必要な農地造成行為として取り扱うこととされております。今回の埋め立て理由としては、自宅に隣接している農地であるが、高低差があるため、機械の乗り入れ、水やり及び移動等が不便であることから、盛り土して家庭菜園としたいとするものです。

排水関連については、雨水のみの自然浸透となっております。

防災計画については、L型擁壁を設置することで土砂流出を防止し、工事中は飛散防止ネットを設置するなど、粉じん、ごみの飛散防止を行うとのこととされています。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料48ページをごらんください。農地埋め立て後の作付計画としましては、ジャガイモ、ソラマメ、トマト、ナス、スイカを作付けする計画となっております。

総会資料49ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。9月の28日10時ちょっと過ぎだったと思います。地引会長と私と代理人と3人で現場で待ち合わせて確認をしてきました。こっちのほうが見やすいと思うのですが、隣のうちと白い線で囲ったところ、全部で1反ほどを20年ぐらい前ですか、相続で手に入れたということで、およそ半分にうちを建てて、残り437平方メートルは水田のままだったのですが、このたび、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、畑にしたいということで、1メートルちょっと土を盛るそうです。お話を伺いましたけれども、何の問題もないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、私も調査に同行いたしましたが、特に補足することはございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。写真を見ると、手前の田んぼがありますよね。これは、この本人の田んぼですか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。今回の申請者の農地としましては、今回のこちらの申請地のみとなっておりますので、手前の農地についてはまた別の所有者という形になっております。

以上です。

○7番（有原敏夫君） では、これを埋めるわけですよね。周りを見ると、写真で見る限りどこから進入路、埋めるとなったらどこから入る。

○議長（地引正和君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。有原委員おっしゃるとおり、今までのこの田んぼの状況ですと、進入路、特にありませんでした。なので、水稻をするにもこのあぜ道等を通って行っていたということなので、今回埋め立てをした後については、家が写っていますけれども、これが自宅になりますので、ここのところから入る形、進入するような形をお考えだそうですので、これによって移動等不便なく行えるということでおっしゃってございました。

以上です。

○7番（有原敏夫君） フェンスを取り払ってとか。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。フェンスの一部を取り払って進入できるようにするという旨お話を聞いております。

○議長（地引正和君） そのくらい、車が行けるくらいありますので、あそこは。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

1時間過ぎましたので、10分ほど休憩いたします。

休 憩
再 開

○議長（地引正和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

なお、議案第3号の1及び議案第3号の2については、平成30年10月4日付で取り下げ願が提出され、それを受理いたしましたので、本日の審議案件でなくなりました。

次に、議案第3号の3について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第3号の整理番号3についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から農地1筆を買い取り、貸し駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。今回の申請内容については、市の公共事業により譲り受け人所有の貸し駐車場用地が道路用地として収用となったため、その代替地として計画されているものになります。

なお、本件については、平成30年9月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料59ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北西側約1.1キロメートル、奈良輪小学校の北西側約1.5キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外と規定されている既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料60ページのとおりであり、貸し駐車場用地7台分を整備する計画となっております。貸付先は、既存施設と同じ市内の法人を予定しているとのこと。既存施設の敷地面積は660.04平方メートルであり、今回の拡張部分の面積は330平方メートルであることから、例外規定の2分の1を超えないという要件を満たしております。

造成計画については、山砂により1メートル程度盛り土した上で、地表面は碎石を15センチの厚さで敷くこととなっております。

排水関連については、雨水のみの自然浸透となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料61ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

9月28日1時半から小泉委員と申請人、そして代理人と会いました。これは、先ほど案件で出てきましたように、代替用地ということでございますので、そしてまた駐車場用地ということでございますので、全く何の問題もないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があればお願ひします。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。特にございません。

○議長（地引正和君） ありがとうございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が相続により取得する譲り受け人の親族から農地1筆を使用貸借し、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。申請面積については、登記面積462平方メートルのうち386.69平方メートルとなっております。

なお、本件については、平成30年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料62ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の南西側約1.3キロメートル、昭和小学校の南西側約910メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむ

ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料63ページのとおりであり、木造平家建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は前面道路の公共下水道に接続し、雨水については敷地内にて浸透させ、オーバーフロー分を前面道路の側溝に接続する計画となっております。

資金計画については、金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料64ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

9月22日の1時から代理人と地権者と会いました。その土地はまだ遺産相続していないのですが、孫になる子供にこの土地をやるということで、早く言えば農家分家みたいな形なのですが、ここに新居を設けたいからということがございますので、よろしくどうぞご審議のほどお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の5について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。議案第3号の整理番号5についてご説明いたします。

議案11ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年9月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料65ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南東側約4.7キロメートル、根形中学校からは東側約2キロメートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

申請の内容ですが、総会資料66ページの位置図をごらんください。譲り受け人は、申請地の近隣で既に土地を所有しており、そこで事業を行っておりますが、業務拡張に伴い従業員駐車場が不足する状況にあることから、今回の駐車場整備を計画したものでございます。

土地利用については、総会資料67ページのとおりでございまして、20台分の乗用車駐車場及びオートバイ駐車場を整備する計画となっております。

造成計画については、土砂の搬出入はなく、整地を行った上で碎石を敷くこととなっております。

排水関連については、雨水の自然浸透のみの計画となっております。

総会資料68ページに現地の写真を添付しております。

なお、資金については自己資金により賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。〇〇〇さんからの申請で、駐車場が欲しいということで、現在〇〇〇さんが使っている駐車場のすぐ隣、きれいに畑で〇〇〇さんがつくっているのですけれども、そこを埋め立てて現在の駐車場と同じ高さにして駐車場にするそうです。車五、六台ぐらいしかとめられないのですけれども、とりあえず駐車場がないということで、駐車場を確保したいそうです。境くいとちゃんと入っていますので、しっかり入っています。排水もちゃんとできています。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から補足説明があればお願いします。

○3番（切替三夫君） 補足することはありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の6について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第3号の整理番号6についてご説明いたします。

議案11ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が義理の親から農地3筆を使用貸借し、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。申請面積については、登記面積772平方メートルのうち539.92平方メートルとなっております。

なお、本件については、平成30年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料69ページの位置図をごらんください。申請地は、JR横田駅の北側約670メートル、平川中学校の北西側約1.3キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料70ページのとおりであり、木造平家建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は農業集落排水に接続し、雨水については市道側溝に放流する計画となっております。

資金計画については、金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料71ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。本人との面談を9月28日に行ったのですがけれども、現地は写真で見たとおり、地目は現況田、畑となっておりますけれども、もう何十年も何もつくっていないような状態でした。そして、これは〇〇〇地区というところに存在するのですがけれども、道を隔ててもう既に住宅地で、先ほど事務局が言ったように住宅地のすぐ脇に隣接するというので、今回はある程

度許可が出るということで、ここももう何十年もつくってありませんので、別に今回申請は問題はないというふうに考えました。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。先ほど事務局の説明の中で、住宅を建てる場合の例外規定ということで説明がありましたけれども、772平方メートルのうち539平方メートルを転用するということですが、その転用の上限というのは幾らまでとかってありますか。

○議長（地引正和君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。一般専用住宅の場合なのですけれども、建築面積の22分の100以内の面積、これがまず原則となってきます。約4.5倍ですか。上限としては、おおむね500平方メートルとなっております、県のほうではこのおおむねというのは約1割程度といわれておりますので、550平方メートルまでであれば許可の対象となり得るといった形になっております。建築面積、約4.5倍になりますけれども、こちらは住宅の面積のほかに物置や車庫等は含めることができるとされております。

以上です。

○16番（石塚康夫君） ちょっと記憶と違ったので。済みません。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） 6番の注連野です。ちょっと事務局の方に伺いたいのですが、この土地というのは若林さんおっしゃったようにずっと作付けされていなかったということは、耕作放棄地として分類されていた場所なのでしょうか。

○議長（地引正和君） 石井君、説明できる。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。今ここでいわゆる耕作放棄地、遊休農地という言い方をしますけれども、ちょっとこちらの判定になっていたかどうかというのは定かではないのですが、こちらの農地につきましてはどちらかというと非農地に近いような形の認識ではおりました。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番、石渡です。先ほど事務局の石井さんのお話で、建築面積と因果関係がありましたね。例えばこの前の案件、同じ使用貸借権の設定の第3号議案の4だと、住宅の設計図ですか、間取り図、建蔽率などについているのですが、この案件については具体的な、平家を建てるという話のみで、住宅の間取り図とか添付されていないのですが、それでも大丈夫なのですか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。石渡委員おっしゃるとおり、今回の総会資料としましてはこちら土地利用計画図のみという形になっておりますが、実際の転用の許可申請書類については平面図なんかも添付されております。先ほどの議案第3号の4については、これ土地利用計画図と平面図が一体となったもので提出されましたので、総会資料としてそちらを添付させていただきました。よくこういった戸建て住宅の場合で総会資料に平面図をつけたり、つけなかったりというのがもしかしたらお気になされているかもしれませんが、建て売り分譲住宅の場合については、こういったものを建てるかということで、宅地分譲というのが千葉県農地転用許可にならないものですから、建て売り分譲かどうかを判断するために総会資料としても平面図をつけさせていただいているところです。今回につきましては、一般の専用住宅という形になりますので、土地利用計画図のみの添付とさせていただきます。ただ、もしやはり平面図必要ということであれば、今後添付資料としてつけさせていただきたいと思いますので、その辺でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成30年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成30年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号の平成30年度第7次農用地利用集積計画書（案）についてご説明させていただきます。

この平成30年度第7次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該

当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の5ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が3件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で72.42アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから4ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の12ページから15ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年8月1日から8月31日までで17件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第30回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時38分 閉会